令和5年豊能町議会5月会議 総務建設常任委員会

会 議 録

令和5年5月15日(月)

豊 能 町 議 会

令和5年豊能町議会5月会議 総務建設常任委員会

年月日 令和5年5月15日(月)

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

中川 敦司 才脇 明美 寺脇 直子管野英美子 秋元美智子 川上 勲

欠席委員 なし

委員外出席 永並 啓(副議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 上浦 登 副 町 長 高木 仁 部 太志 総 務 部 理 事 松本真由美 総 務 長 入江 都 市 建 設 部 長 坂田 朗夫 都市建設部理事 淨住 修 秘書人事課長 まちづくり創造課長 田中 久志 池田 拓也 総 務 課 長 寺倉 義浩 行 財 政 課 長 山内 拓 建 設 課 長 中谷 匠 都市計画課長 田中 克生 農林商工課長中谷 吉川支所長高田 康彦 浩史

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 平田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

- 1. 令和5年豊能町議会5月会議付託案件について
- ・第24号議案 工事請負契約の一部変更について
- 2. その他

午前9時30分 開会

○委員長 (中川敦司君)

皆さんおはようございます。

本日はですね、この総務建設常任委員会 以外にですね、11 時からは広報特別委員会、 さらに昼からは福祉教育の常任委員会、今 日は会議が目白押しでございます。

そういった意味でおきましてですね、スムーズに、この委員会ですね、進めていけますように、どうか御協力をお願いしたいと思います。

それでは座らせていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、総務建設 常任委員会を開会いたします。

傍聴につきましては、第1会議室にて、 音声傍聴の形をとらせていただきますので、 御了解をお願いをいたします。

委員会の開会に当たりまして、町長より 挨拶がございます。

上浦町長。

○町長(上浦 登君)

おはようございます。

昨日、私ちょっと花さんぽに行ってまいりまして、豊能町もですね、なんていうか住民の方々の、独自でですね取り組んでおられることが、だんだん、それこそ花が咲いてまいりまして、地域の活性化がなってるかなと思っております。

引き続きですね、町のほうも皆さん住民 のやっておられる活動をですね、サポート していけたらと思っております。

本日は、総務建設常任委員会でございます。

1件の議案でございますが、慎重に御審 議をいただきまして御決定賜りますように、 よろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりまし

て御挨拶させていただきます。

○委員長(中川敦司君)

それではこれより本日の会議を開きます。 本日の審査事項は、御手元に配付のとお りでございます。

令和5年豊能町議会5月会議付託案件に ついてを議題といたします。

第24号議案、工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山内行財政課長。

○行財政課長(山内 拓君)

おはようございます。

行財政課、山内です。よろしくお願いい たします。

それでは、第24号議案、工事請負契約の 一部変更についてを御説明申し上げます。

SideBooks、本会議フォルダの 令和5年5月会議議案書の12ページ、第24 号議案、工事請負契約の一部変更について を御覧ください。

それでは着座にて説明いたします。

本件は、令和4年9月22日議決にかかる令和4年度町道吉川中央線光風台大橋修繕工事請負契約の変更契約の締結について、当該契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約であることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

13ページを御覧ください。

1. 契約の目的、令和4年度町道吉川中央線光風台大橋修繕工事。2. 契約金額、変更前1億2,430万円、変更後1億3,272万6,000円。842万6,000円の増額でございます。3. 契約の相手方、大阪府吹田市江坂町三丁目3番1号、株式会社紙谷工務店代表取締役 紙谷繁夫でございます。

変更理由といたしましては、資機材の最

終処分量の決定に伴うもの、警察からの指導による歩行者用誘導員の増員、新規補修工種の増加にかかる費用の変更を行うものでございます。

なお、工期につきましては、令和4年9 月23日から令和5年7月31日までの工期 となっております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御決定いただ きますようよろしくお願いいたします。

○委員長(中川敦司君)

それではこれより、本件に対する質疑を 行います。

はい、管野委員。

○委員(管野英美子君)

おはようございます。管野です。

資機材の最終処分量の決定ということで すが、9月議会で可決したものとどう違う んですか。

追加の工事があったんですか。

- ○委員長(中川敦司君) はい、中谷課長。
- ○建設課長(中谷 匠君)

建設課、中谷です。おはようございます。 まず、変更点でございます。

こちら、当初の設計では、有害物の含有量が、特別管理産業廃棄物基準以下として、計上しておりましたが、工事着工後の分析の結果、基準値の 100 倍以下というランクに当たり、実際は 73 倍となったため、処分費が増加したものです。

以上です。

- ○委員長(中川敦司君) 管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

それと、警察の指導で歩行者用の誘導員 ということですが、金額、先ほどの処分、 処分の金額と、誘導員の増員の金額わかり ますか。 ○委員長(中川敦司君) はい。

中谷建設課長。

○建設課長(中谷 匠君)

はい。建設課、中谷です。

まず処分費のほうですが、これおおむねといいますか約 400 万円。これが 400 万円と、交通誘導員につきましては、約 200 万円になっております。以上です。

- ○委員長(中川敦司君) はい、管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

毎朝、見守りをしていたら、朝8時に、 この誘導員さん来られて、車2台で、3人 か4人来られているんですね。

さらに増員するのですか。

学校側のところを止めて、ケーキ屋さん、 郵便局のほうを通るのは、止めて簡単なんですけど、こちらにお店とかあるんで、駅側のほうを工事するときは、横断防止柵を外して、こっちの学校側に渡ってもらってという、大変なことなんですけどそのときは人数が、多かったと思うんですけども、なぜ増員をされるんですか。今で足りないんですか。

- ○委員長(中川敦司君) はい、中谷建設課長。
- ○建設課長(中谷 匠君)建設課、中谷です。

実際にですね、こちらは警察との協議の結果、先日の全員協議会で御説明させていただきましたが、看板で対応する予定でしたが、警察のほうから、それではいけないということで、誘導員を1名つけなさいということで、指導がありましたので、今終わってる工事のときにもですね、既に1名分増やして対応したものでございます。

○委員長(中川敦司君) 管野委員。

○委員(管野英美子君)

もうほとんど工事が終わっていますよね。 でも先に支出しているっていうか、変な 話専決みたいになっているということです か。

- ○委員長(中川敦司君) はい、中谷建設課長。
- ○建設課長(中谷 匠君)

はい。建設課、中谷です。

先食いといいますか、当初の変更前の金 額内で、一旦先食いといいますか、工事変 更する前の金額で、誘導員につきましては、 そちらに回して行っておるということで、 今後、まだ舗装等の工事がございますので、 そこでの分を流用してというような形で対 応しております。

以上です。

○委員長(中川敦司君) よろしいか。 はい、秋元委員。

○委員(秋元美智子君)

おはようございます。

まず、3点上げられたかな、資材の処分 費がアップしたこと、誘導員、それぞれの 最初の予算、結果的にこうなりますという ころからまず教えていただけますか。3点 あったかと思いますが、最初の予算額と、 今回この800万円かな、アップ分の内訳み たいなところを教えてください

○委員長(中川敦司君)

それはすみません、秋元委員それはね、 今資機材の最終処分量決定っていうのとか、 あと、誘導員の配置の話もありましたね。

それはもともとなんぼで考えてましたかっていうそういう意味、わかりますか中谷課長。

時間かかりそうやったら、一旦ちょっと 休憩とりましょうか。

そしたらざっくりでもいけるんやったら。

はい、中谷建設課長。

○建設課長(中谷 匠君)

はい。建設課、中谷です。

まず処分費用のほうが、200 万円で計上しておりましたが、600 万円に上り、その差引きが 400 万で、ちょっと交通誘導員は約 90 名増加しておりまして、それで 200 万になるんですけど、ですので、500 万円から 700 万円ということで、200 万円の増加。あと、一部補修等が、おおよそ 100 万円の増加なんですけど、これはちょっと非常に細かく、積み上げがいろいろありますので、その伐採が幾らとか、細かくなってしまいますので全てを、今詳しく説明するのにはちょっと時間がかかりますので、一応そのような形です。

- ○委員長(中川敦司君) はい、秋元委員。
- ○委員(秋元美智子君)

90 名とおっしゃったのは、1人1時間で90 時間分という理解でいいんかな。

人数が90名じゃないんだと思うんですね、計算上90名だと思うんで、1時間の方が延べ人数、どういう理解でよろしいのかお願いします。

それから、残りの 100 万円なんですが、 伐採とおっしゃったけども、あそこの、主 にこんな工事がありますっていうところ、 今までこの部分を見落としていたけど新た に工事項目増えましたっていう説明と、も う1点資材の処分費なんですけども、これ ちょっと法的に変わったような説明だった んですが、私の勘違いかな、何が上がった か説明お願いします。

- ○委員長(中川敦司君) はい、中谷課長。
- ○建設課長(中谷 匠君)

はい、建設課の中谷です。

まず、交通誘導員のほうにつきましては、

1名かける90日分。一部補修につきましては、高欄の修繕、新たに修繕箇所が見つかったというものと、伸縮装置の部材取替えとか、あと、一部新たな亀裂等が見つかりましたので、そういうものの修繕等が入ってます。

3点目ですが、塗装カスに有害物としまして鉛等が含まれておりまして、それの処分費用につきましては、特別管理産業廃棄物基準の処分方法がございまして、それが、その基準以下で最初見ておりましたが、今回実際73倍の含有量ということで測定されましたので、基準が100倍以下のランクに当たりまして、それによりまして、処分費用が増加したということになっております。以上です。

○委員長(中川敦司君)

ほかよろしいですか。

先ほどの新規補修かな、点検とかでわかったという部分で、亀裂というのはクラックみたいなんが見つかったということでしょうけど、高欄ていうのはどういう意味ですか。

はい。坂田都市建設部長。

○都市建設部長(坂田朗夫君)

はい。都市建設部、坂田です。おはようございます。

皆さん歩いてる歩道部のですね、谷側のほうにある柵、緑色の柵なんですけど、鉄製の柵なんですが、そこの一部に腐食によって穴が開いてたりとかですね、ちょっと亀裂があったりとかそういったものがありましたので、そこの部分を、今回の工事に合わせて、新たに発見されましたので、そこの部分を補修するということで、計上しております。

高欄ですね、高欄というのは柵のことな んですけど。

○委員長(中川敦司君)

あとはクラック亀裂、それはどこにどれ ぐらいのクラックが見つかったのか、その 辺りも御説明をお願いいたします。

- ○委員長(中川敦司君) はい、中谷建設課長。
- ○建設課長(中谷 匠君)

建設課の中谷です。

橋欄の側面、横の面ですね、柵が立って る横の面に、7センチぐらいの穴が7か所 ございました。

それの修繕になっております。

- ○委員長(中川敦司君) はい、管野委員。
- ○委員(管野英美子君)

谷側のね、学校側のほうは、そのまま塗装されてませんか。あれは修繕されているんですか。ちょっとへこんだところがあって、緑色にもう塗られてるんですけど、それはもう修理したということなんですか。

- ○委員長(中川敦司君) はい、中谷課長。
- ○建設課長(中谷 匠君) はい。建設課、中谷です。 修繕のほうは、最後まだ残っております。 はい。以上です。
- ○委員長(中川敦司君) よろしいですか。 ほかいいですか。 はい、才脇副委員長。
- ○委員(才脇明美君)

はい、才脇です。

誘導員のことなんですけど、これは、警備会社の方の誘導員なんですよね。

そしたらそれは、紙谷工務店が直接、段 取りしたということで、これ、去年の9月 からこういうことになってるんですよね。

工事始めて、今頃言うてくるんですか。 警察が言うてくるとなってもね、警備会社 というのは、警察OBの方が管理者でおら れるみたいなんですけど、そういう方がおられるのにもかかわらず、1人が足らないと今頃警察に言われて、のこのこと 200 万円を払うような仕事を加えさせられるというか、そういう感じでいいんでしょうかね。この前も言いましたようにこの会社、公職選挙法で社長が逮捕されてます。

それもお金を貰う約束を社長から言うてる、こういう会社だから私すごく不信感を 持ちましてね。いいかげんなずさんな会社 やなと思いまして。

だから、こういうふうに 800 万円も値上 げしてきて、何か不信感があって言わして もらってるんですけど。今まで、何に対し てかちょっと私わからないんですけど、警 察から言われて、紙谷工務店がそうですか、 そうでしたわと言うてね、こんな一番大事 なこの安全を確保せなあかん問題を、今頃 言うてくるというのは、ちょっと不信感か なと思って聞いております。

- ○委員長(中川敦司君) はい、中谷建設課長。
- ○建設課長(中谷 匠君) はい。建設課、中谷です。

務店がどうとかというわけわけではなくて、 町の判断として、警察の指導により1名つ けるという判断をしたものでございます。

- ○委員長(中川敦司君) はい、才脇副委員長。
- ○委員(才脇明美君)

紙谷工務店の警備会社は、初めからそういうことは思ってはらへんかったんですか。 この体制でいいと。誘導員はこの人数でいいとなって始めてたわけですね。

それで、役場と警察との協議ですか。

そしたら警察から言われなければ、紙谷 工務店の警備保障会社はわからなかったわ けですね。

- ○委員長(中川敦司君) はい、中谷建設課長。
- ○建設課長(中谷 匠君)建設課、中谷です。

まず工事する場合に、仕様で、どこどこにどうしてくださいっていう、役所がまずこちらで、そのような仕様で契約をしますので、紙谷工務店は、こちらの仕様に基づいて、誘導員を配置する予定でおりました。ただ、それ以後に警察からの協議がありましたので、協議をしまして1名増加するということになりましたので、今回変更の提案をさせていただいているところです。以上です。

- ○委員長(中川敦司君)はい、才脇副委員長。
- ○委員(才脇明美君) はい。よくわかりました。
- ○委員長(中川敦司君) はい、秋元委員。
- ○委員(秋元美智子君)

今後のことも含めてなんです、亀裂があったとかなると非常にちょっと、私も怖い話だなと思うし、見つかってよかったなと思うんですが、これ光風台大橋は二度目か

しら。大修繕という言い方あってるのかど うかわからないけど、大点検というのかな、 ありましたよね、前回も。そのときと今回 では、点検内容は違ってますか。

さらに今後あと何年ぐらいしたら、また 七、八年したら、あそこの橋は点検する必 要があるという理解でよろしいですか。

なぜ聞くかっていうと、塗装剥いだって 言ってましたね、塗りかえたと。

前回もやっぱりこのようにして鉛が出て たのか、今回だけ塗装剥いでこういう結果 になったのか、今後また別なバージョンで の検査が入っていくのか、そういう意味で の質問ですのでお願いします。

○委員長(中川敦司君)

中谷建設課長。

○建設課長(中谷 匠君)

建設課、中谷です。

まず耐震補強工事というものを、平成 25 年に施行しております。

それ以降ですね、平成 29 年に点検をしま した結果、健全度判定で劣化があるという 判定をされたため、今回、予防保全として 修繕するということになっております。

塗装につきましては、一旦今まであった ものを、剥ぎ取りまして塗り替えるという 作業になるんですけど、塗装の中には必ず、 含有物が含まれているということで、何ら かの処分費は先ほど、約 200 万円で見てお ったんですけど。ですので塗装をはぐとき には、もう含有物が含まれております。

前回がポリウレタン系塗装で、今回は、フッ素系塗装ですので、塗りかえた部分につきましては50年前後持つというふうに、なっております。

以上です。

○委員長(中川敦司君)

ちょっと待ってね。要は、今回鉛やね、 Pbが出てきたというふうな塗装の中にね、 入ってるのはわかってそれを処分するのに お金がかかりますっていうそういう説明や ったと思うんやけども。

もともとこの塗装そのものをしたのはい つ頃で、平成なのか何か知らんけど、その 当時は、鉛に対する規制というのがなかっ たかもしれないとか。それで今回について は結構ヨーロッパなんかからね、あれはR o HS (ローズ) 指令かな、そういったも ので非常に鉛とか、重金属等の危険性とい うのがあるからそういったものについては しっかり規制をしていきましょうねという ことで、こういった鉛なんかも非常に取締 りがね、厳しくなってるというふうなこと で今回、鉛が含まれるものを処分するので、 それなりのやっぱり費用がかかるっていう ね、何かそういうふうな意味合いに私は思 うんやけども、そういう解釈であってるの かな。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長(坂田朗夫君)

はい。都市建設部、坂田です。

着座にてちょっとお話しさせてもらいます。

まず鉛のほうなんですが、昭和 33 年度頃にですね、基準というものが出来まして、当時は、これ水質基準なんですが、1 リットル当たりに 0.1mg/Lというような基準で動いてました。

で、この基準が平成4年ごろにまた改定されて、半分の0.05mg/Lに変わったんですが、この塗装を、光風台の塗装やったのが、1991年に一回塗装工事、塗装をやりかえてますので前の基準ですね要は、一番最初の基準0.1mg/L位のときに行ったものと、そのあと平成4年に半分の0.05mg/Lになって、現在は平成15年にまた新しく、厳しい基準で、今は0.01mg/Lになってますので当時でいうと10分の1ぐらいに厳しくな

っているというところです。

ですので、感覚的なもので言いますと 10 倍厳しくなってるので当時の塗装では、10 倍分ぐらいは、当初、こちらのほうでも見てたんですが実際施工、実際剥がしてみないと、その辺り基準がわからないので、取りあえず 10 倍程度で見てたんですが、実際は73 倍のものが出てきたというところで、変更しないとちょっと追いつかなくなったというところもありましたので、今回計上させてもらったというところです。

○委員長(中川敦司君)

だから結局は鉛に対する考え方、基準がね、それがだんだん厳しくなっていったことによって、今回昔につけた当時はよかったかもしれないけどもそれが引っかかるというふうなことになったというね、そういうことでいいんやね。結局ね、はい。

はい、秋元委員。

○委員(秋元美智子君)

秋元でございます。

もう1点、これまでの流れと1991年に完成して、それから耐震工事確かやってましたよね。そのあと点検してまた今回の工事だってことなんですが、あそこの安全対策ではやっぱり5年に1回そのぐらいの点検が今後も続いていくのかしら。

それとも、一応もう 1991 年完成当時と同 じっていう認識を持っちゃっていいのか。

今後のこととしてお願いします。

また、今の段階でまだ必要な工事がこの 先あるようでしたら、お願いします。

○委員長 (中川敦司君)

坂田都市建設部長。

○都市建設部長(坂田朗夫君)

都市建設部、坂田です。

ちょっと誤って認識されておるようですのでちょっと修正させてもらいます。

1991 年というのは、塗装の塗りかえでし

て、実際この光風台大橋が出来ましたのは、 1978年。1991年は平成3年の話です。

光風台大橋が出来ましたのは、昭和53年 の3月ということで、1978年、昭和53年に 架設をされております。で、その昭和53年 から10数年たったので、一度塗装の塗り替 えをして、それから一度もちょっとしてな かったというところです。

道路法の改正が、トンネルの崩落事故以降ですね、5年に一遍ということで、道路法の改正が平成26年7月にありまして、その法の中で、5年に一遍は、橋梁なりトンネル等々ですね、点検していきましょうということで通知がありました。

で、本町のほうでは点検は、21 年にやったり、29年にやってまして、その29年に基づいて、今回、補修の修繕工事やらさしてもらってます。

本来は5年に一度ですので、今年度ですね、本当はするべきところだったんですが今回、修繕工事がたまたま、4年度5年度でやってしまったというところでして、とは言いながら、5年に一遍は変わらないところですので、来年とか再来年には、法に基づいてやらざるを得ないというところで、やることになるかと思っております。

そこでもしまた何かあれば、また修繕等をしていかなきゃいけないと。

それがないような形で、今回ですねきっちりと直していこうと考えております。

はい。以上です。

○委員長(中川敦司君)

ほかにないですか。

ちょっと素朴な疑問なんですけどね、有害物質ということで、今回鉛っていうねPbですけどもね、あれどこやったかな、吉川中学の壁面いうか、あれはアスベストやったんやけども、アスベストの含有量っていうのが、当時使った塗料いうのかなんか、

それの材料を見ると、アスベストの含有量がこれぐらいやみたいなんがわかったみたいなそんなふうなことやったんやけども、今回のこのいわゆる鉛が結構含まれてるっていうのは、そういう当時使った塗料はこれやから、鉛がこれぐらいの成分含まれているというそういうふうな判断でわかったのかそれとも実際の塗料をめぐって実際それを何か、いわゆる、成分検査装置かな、何かそんなにかけてわかったのかその辺りはどっちなんでしょうか。

- ○委員長(中川敦司君) 中谷建設課長。
- ○建設課長(中谷 匠君) はい。建設課、中谷です。

今回の既存塗料の分析試験費につきましては、通常の橋梁の塗り替え工事について、では、もう既存塗料に有害物質が含まれていることがわかっている場合、工事の受注者に分析を、契約後、工事をするときに、分析をしていただいて、その結果を踏まえて、もしその基準以上であれば変更すると、いうような形で対応をしております。

○委員長(中川敦司君) そういうこと。

なるほどそしたら取りあえず、今回のこの鉛については、きちっと分析をした結果、73 倍とかいうふうな数値が判明したということで、そういうふうな結果になったならばそれはそれなりに処分費が高く要るやろからということで、そのときは対処せないかんというふうなことだったということでいいんですか。

中谷課長。

○建設課長(中谷 匠君)

建設課、中谷です。

工事発注後に、塗料の含有量の分析を行って、73 倍ということがわかったため、今回変更するということでございます。

○委員長(中川敦司君)

そういうことね。

ほかよろしいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長 (中川敦司君)

そうしましたら質疑がないようですので、 これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長 (中川敦司君)

挙手全員でございます。

よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件は全て 終了いたしました。

続きまして、その他について、委員間討 議を行う事項は何かございますでしょうか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

意見がございませんので、以上で本委員 会を閉会したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長(上浦 登君)

はい、上浦でございます。

大変慎重にですね、御審議をいただきま して誠にありがとうございました。

その上で、適正に御決定を賜りまして、

大変ありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

○委員長(中川敦司君)

はい、ではこれをもって総務建設常任委 員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前10時7分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長